

#### 参考資料 4

薬学系人材養成の在り方に関する検討会（第5回）・薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会（第6回）  
R5.2.14

## 薬学教育モデル・コア・カリキュラムに関する恒常的な組織の設置について

平成23年7月26日設置  
令和3年12月23日一部改正  
高等教育局長

### 1. 目的

薬学系人材養成の在り方に関する検討会の審議を踏まえ、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する恒常的な組織を設置する。

### 2. 役割

- (1) 薬剤師国家試験出題基準の改正や法制度・名称等の変更に対応した、モデル・コア・カリキュラムの改訂
- (2) 学生への教育効果の検証等、モデル・コア・カリキュラムの検証・評価
- (3) モデル・コア・カリキュラムの改訂に必要な調査研究
- (4) モデル・コア・カリキュラムの関係機関への周知徹底、各大学の取組状況の検証等、モデル・コア・カリキュラムの活用に必要な事項
- (5) その他モデル・コア・カリキュラムの改訂に必要な事項

### 3. 設置組織の構成等

- (1) 専門的な調査研究等を行い、モデル・コア・カリキュラムの改訂の原案の作成等を行う組織（薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会）を設置し、文部科学省が主催する。
- (2) (1) の委員会の構成は別紙の通りとする。
- (3) 必要に応じ、調査研究等を分担させるため必要な組織を置くことができるものとする。
- (4) 必要に応じ、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。

### 4. 委員

- (1) 委員については、薬学教育のカリキュラム、薬剤師国家試験等について優れた識見を有する者、その他関係者のうちから委嘱する。
- (2) 委員の任期は、委嘱した日の属する会計年度の翌会計年度末までとする。
- (3) 必要に応じ委員を追加することができる。
- (4) 委員は再任されることができる。

### 5. その他

3の組織に関する庶務は、高等教育局医学教育課が処理する。

## 薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会

石井 伊都子	一般社団法人 日本病院薬剤師会 理事
伊藤 智夫	特定非営利活動法人 薬学共用試験センター 理事長
◎井上 圭三	帝京大学 副学長
小澤 孝一郎	広島大学 副学長
角山 香織	大阪医科薬科大学薬学部 専門教授
河野 文昭	徳島大学大学院医歯薬学研究部 教授
小佐野 博史	帝京大学 名誉教授
小西 靖彦	静岡県立総合病院 院長
鈴木 匡	名古屋市立大学大学院薬学研究科 教授
高田 早苗	一般財団法人 日本看護学教育評価機構 代表理事
高橋 秀依	東京理科大学薬学部 教授
長津 雅則	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事
平井 みどり	神戸大学 名誉教授
平田 收正	和歌山県立医科大学薬学部 教授
○本間 浩	一般社団法人 薬学教育協議会 代表理事
矢野 育子	神戸大学医学部附属病院 教授

※五十音順（敬称略）

◎：座長、 ○副座長

令和5年2月14日現在